

令和6年度 公文書公開請求 ゴールデンウィークの決定締切日について

ゴールデンウィーク中は、区役所も閉庁日が多く、公務を行わない日が重なるため、ゴールデンウィーク期間前あるいは期間中に請求を受けても、その決定期間に不足を生じる場合がある。

よって、通常は請求を受けた日から起算して15日以内を決定期間としているところだが、対象期間については、下記のとおり公文書公開請求に対する決定締切日を設定する。

請求受領日	決定締切日
4 / 18 (木)	5 / 7 (火)
4 / 19 (金)	5 / 8 (水)
4 / 20 (土)	
4 / 21 (日)	
4 / 22 (月)	5 / 10 (金)
4 / 23 (火)	5 / 10 (金)
4 / 24 (水)	5 / 13 (月)
4 / 25 (木)	5 / 14 (火)
4 / 26 (金)	5 / 15 (水)
4 / 27 (土)	
4 / 28 (日)	
4 / 29 (月)	
4 / 30 (火)	5 / 17 (金)
5 / 1 (水)	5 / 17 (金)
5 / 2 (木)	5 / 20 (月)

※4月29日、5月3日～6日について、決定期間（15日間）に含まない方法を採用した。

(根 拠)

○情報公開条例第10条第2項

「実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内（請求があった日から起算して15日以内）に公開決定等を行うことができないときは、当該請求があった日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。」

「やむを得ない理由」⇒年末・年始など公務を行わない期間が含まれている場合（「情報公開・個人情報保護制度の手引き（第4改訂版）」）